

株式納税猶予制度 活用事例解説（第1回）

公認会計士：佐伯 誠

目次	次
はじめに	84
Q & A 一の会社において複数の後継者が特例制度の適用を受けるパターン	85
1 承継パターン毎の贈与後における資本関係のイメージ	86
2 【パターン1】X社において、A及びBの2人を後継者として、特例制度の適用を受けるパターン	87
(1) メリット（複数後継者への特例制度の適用）	87
(2) デメリット	87
(3) その他の留意点	90
3 【パターン2】X社を分割型分割によりX社とX1社に分割した上で、X社はAが承継し、X1社はBが承継し、A及びBが特例制度の適用を受けるパターン	91
(1) メリット（複数後継者への特例制度の適用）	91
(2) デメリット	91
(3) その他の留意点	93
4 まとめ	94

はじめに

平成30年度税制改正により、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等（措法70の7の5等。以下「特例制度」という。）^{*1}が創設され、既に2年が経過している。中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継

円滑化法」という。）12条1項（同規則6条1項7号～14号）による全国の認定件数は、平成30年において1,857件（平成29年は396件）となっており、令和元年も平成30年以上の認定件数となることが予想される^{*2}。

このような状況を踏まえて、本連載では、主として、特例制度適用後に生じる可能性のある税務上の論点を取り上げ、事例を用

^{*1} 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の6）、非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例（措法70の7の7）及び非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の8）を含む。

^{*2} 中小企業庁「事業承継・創業政策について」（平成31年2月5日）3頁参照。なお、件数は暦年ベースで集計されており、平成29年の件数は一般制度の件数である。また、本稿脱稿時において、令和元年分の認定件数は未公表である。なお、「施行規則第17条第2項の規定による確認申請書」（特例承継計画）に対する各都道府県知事の確認（経営承継円滑化法施行規則17条5項）件数とは異なる。

いたQ & A形式で解説する*3。

第1回は、後継者が複数いる場合において特例制度の適用を受けられるパターンについて解説し、併せて、各パターンにおける主な留意点について触れることとする。

なお、以下本文において、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の7）、非上場株式等についての相続

税の納税猶予及び免除（措法70の7の2）、非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例（措法70の7の3）及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（措法70の7の4）（以下「一般制度」という。）と特例制度を併せて「株式納税猶予制度」ということとする。

Q

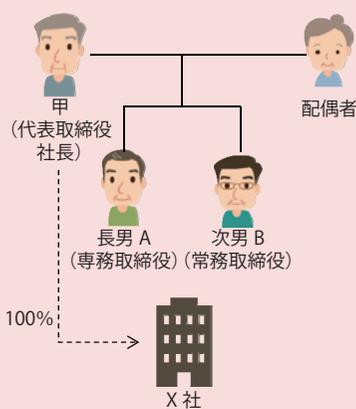
一の会社において複数の後継者が特例制度の適用を受けるパターン

X社の資本関係と親族関係その他の前提は、**図表1**のとおりである。

令和2年中に、先代経営者甲から後継者Aへ60%、Bへ40%のX社株式の贈与を行い、事業承継を実行する予定である。

特例制度については、1人の先代経営者から2人の後継者への自社株式の贈与についても適用可能であるため、ABのいずれも、この贈与について、特例制度の適用を検討しているが、他に特例制度の適用を受けられるパターンはあるか。

図表1 現状の親族関係及び資本関係等



【前提】

- ・ X社は、機械部品の製造業であり、関西に本社及び工場があるが、20年前に東京に進出して、営業所を設けており、関東にも工場を建設する計画がある。
- ・ 本社は甲とAが担当しており、Bは主として東京で業務を行っている。
- ・ 活動拠点が分かれているため、甲は、A及びBで役割分担、協力して、会社を継いでいってもらいたいと考えており、A及びBも同意している。
- ・ ただし、AとBでは、Aが年上であることから、甲が保有するX社株式について、Aに60%、Bに40%贈与することを想定している。

【備考】 ※以下図表11まで同様。

- ・ 図表内の点線及び数字は出資関係及び議決権割合を示している。
- ・ 実線は、親族関係を示している。

A

お考えのように、X社において、特例制度の適用を受けるパターン（以下A及びBの2人を後継者として、【パターン1】とする。）がある。

*3 関連規定を適宜記載しているが、かっこ書の規定は、被準用規定を表している。

例：……となっている（措法70の7の5②三（同法70の7②八））。

⇒ 租税特別措置法70条の7の5第2項3号が、同法70条の7第2項8号を準用していることを表している。

それ以外にも、X社を分割型分割によりX社とX1社に分割した上で、X社はAが承継し（Aが甲からX社株式の100%の贈与を受け）、X1社はBが承継し（Bが甲からX1社株式の100%の贈与を受け）、A及びBがそれぞれ特例制度の適用を受けるパターン（以下【パターン2】とする。）が考えられる。

1 承継パターン毎の贈与後における資本関係のイメージ

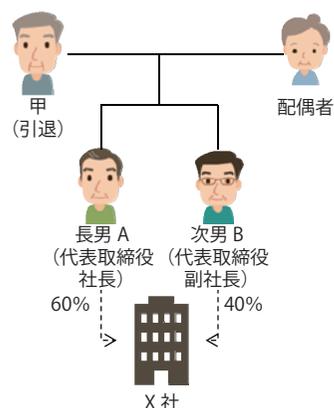
【パターン1】における贈与後の資本関係のイメージは、図表2のとおりであり、【パターン2】における贈与後の資本関係のイメージは、図表3のとおりである。

【パターン1】については、A及びBが共同して、X社を支配・経営していくことになる。【パターン2】については、現状のX社における東京部門を分割型新設分割

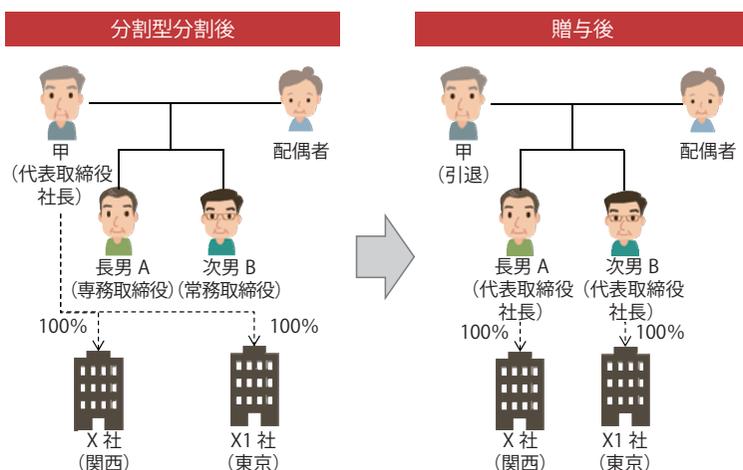
（会社法2三十二、763十二）により、X1社として分割した上で、X1社をBが承継し、分割後のX社をAが承継することで、AとBは、それぞれ独立して、X社又はX1社を支配・経営していくことになる*4。

各パターンのメリット及びデメリットについて、次の2以降において解説する。

図表2 【パターン1】の場合における資本関係



図表3 【パターン2】の場合における資本関係



*4 地域性を基準に分割する部門（事業）を決定しているが、製造部門と販売部門といった形で機能性を基準に決定することも考えられる。

2 【パターン1】X社において、A及びBの2人を後継者として、特例制度の適用を受けるパターン

(1) メリット（複数後継者への特例制度の適用）

一般制度においては、一の会社における後継者は1人と限定されているが（措法70の7②三かっこ書）、特例制度においては、複数の後継者への事業承継についても対象となるよう、一の会社における後継者は3人までとなっている（措法70の7の5②六かっこ書）。

このため、甲が支配・経営するX社の株式について、甲からA及びBへ贈与する場合には、A及びBのいずれも特例制度の適用を受けることが可能である。

なお、特例制度の適用対象となる贈与は、原則として、一の贈与者につき、一度の贈与に限定されているが（措法70の7の5①かっこ書）、後継者が複数の場合には、一の贈与者から複数の後継者へ、同一年中に贈与する場合には、それら複数回の贈与は、特例制度の適用対象となり得る（措通70の7の5-2（注））。

(2) デメリット

イ 「同族過半非該当」に関する確定事由の波及

特例制度の適用を受けることで猶予されていた税額について、その猶予の期限が確

定する（納付義務が発生する）事由（以下「確定事由」という。）^{*5}の1つに、「同族過半非該当」がある（措法70の7の5③（同法70の7③三））。

同族過半非該当とは、後継者及びその特別関係者（措令40の8の5⑭（同令40の8⑪））^{*6}で、会社の総株主等議決権数の過半数を保有しなくなった場合をいう。特例制度の適用を受けた後の特例経営贈与承継期間（措法70の7の5②七）等（以下「一定期間」という。）^{*7}中において、この同族過半非該当となった場合には、確定事由に該当する。

A及びBが特例制度の適用を受けた後、一定期間の末日までの間に、Aが、甲から承継したX社株式の全てを第三者に譲渡した場合には、Aについて猶予されていた贈与税の全額について期限が確定するだけでなく、Bも同族過半非該当となってしまうため、Bについて猶予されていた贈与税の全額についても期限が確定することになる。

ロ 特例制度終了後に起こる次の世代への承継に係る税負担問題

(イ) 概要

特例制度の適用を受けたA及びBが次の後継者へ事業承継をする頃には、特例制度の適用対象となる贈与等を行うことが可能な期限（令和9年12月31日（措法70の7の5①かっこ書））が既に経過している可能性が高い。このため、この期限が延長されないことを前提とすると、

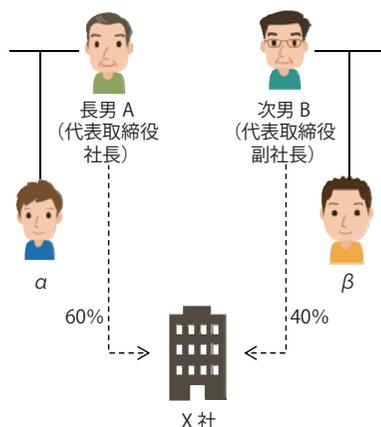
^{*5} 特例制度は、先代経営者から後継者への非上場株式等の承継の際の税負担を軽減することで、事業承継を推進することを目的とする制度である。このため、特例制度の適用を受けた後に、後継者が承継した会社の代表取締役を退任するなど、後継者が事業承継を全うしなかったような場合にまで、税負担の軽減のメリットを享受させることは適当でないため、一定の事由に該当したときは、猶予されていた税額について猶予の期限が確定することになっている（措法70の7の5③（同法70の7③～⑤））。

^{*6} 特別関係者には、民法上の親族のみならず、一の個人の内縁者や使用人等が含まれる。

^{*7} 贈与の場合、一般的には、特例制度の適用を受けた贈与に係る贈与税の申告期限の翌日以後5年間である。

A及びBから次の後継者への株式納税猶予制度の適用については、一般制度によらざるを得ないことになる*⁸。しかし、このことが次の(ロ)及び(ハ)に記述する問題を引き起こすことになる。以下では、A及びBが特例制度の適用を受けてから20年後の状況(図表4参照)を前提として解説することとする。

図表4 A及びBが特例制度の適用を受けてから20年後の状況



【前提】

- ・図表2の甲及び甲の配偶者は他界している。
- ・A及びBは、甲の相続発生時に、非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(措法70の7の8①)の適用を受けており、確定事由には一切該当していない。
- ・Aは、Aの子aに次の後継者になってもらいたいと考えており、Aが保有するX社株式の全てをaに贈与し、aが一般制度の適用を受けることを検討している。
- ・Bは、Bの子βに次の後継者になってもらいたいと考えており、Bが保有するX社株式の全てをβに贈与し、βが一般制度の適用を受けることを検討している。

(ロ) 【問題1】 一般制度における後継者は1人のみ
この問題に関連する、一般制度の適用

を受けるための主な要件(以下「適用要件」という。)は、図表5のとおりである。

図表5 一般制度の主な適用要件

区分	関連する適用要件
先代経営者	① 【贈与の直前】 同族内筆頭株主要件(措令40の8①一口)※1
後継者	② 1人に限定(措法70の7②三かつこ書)
	③ 【贈与後】 同族内筆頭株主要件(措法70の7②三二)※2

※1 先代経営者の特別関係者の中で最も多くの議決権を有していること。ただし、後継者となる者は除いて判定する(措令40の8①一口)。

※2 後継者の特別関係者の中で最も多くの議決権を有していること(措法70の7②三二)。

Aからaへの贈与は、X社株式の60%を想定しているため、A及びaは、上記図表5における各要件を満たし、Aからaへの贈与につき、aは一般制度の適用を受けることができる(措法70の7①等)。しかし、Bからβへの贈与は、X社株式の40%に過ぎないため、B及びβは、上記図表5の①及び③の要件を満たすことができず、Bからβへの贈与につき、βは一般制度の適用を受けることができないことになる。

なお、βが一般制度の適用を受けられるケースは、βのみが後継者となる場合で、先代経営者Aから後継者βに贈与するケースが考えられる*⁹。

(ハ) 【問題2】 Bに係る免除事由の縮小
この問題に関連する、猶予されている税額について、後継者が免除を受けるこ

*⁸ 特例制度終了後は、一般制度のみが残ることになる。一般制度の適用を受けずに、贈与・相続等(相続・遺贈を指す)又は譲渡により、自社株の承継を行うことも可能であるが、その場合には、贈与税・相続税又は所得税の納付義務が生じることとなる。

*⁹ Aは甥であるβに贈与することになるため、後述する図表8の問題に直面することになる。

とができる事由（以下「免除事由」という。）^{*10}は、**図表6**のとおりである。

図表6 特例制度の主な免除事由

① 後継者死亡（措法70の7の8①（同法70の7の2①⑥一））
② 再贈与（措法70の7の8①（同法70の7の2①⑥二））※1 → 対象株式数の上限要件（措法70の7①かっこ書）※2

※1 特例制度の適用を受けている2代目が、一定期間経過後に、1代目から承継した株式を3代目に贈与し、その贈与について、3代目が株式納税猶予制度の適用を受ける場合におけるその贈与を指す。

※2 2代目から3代目への承継についても特例制度の適用を受ける場合は、子の要件は関係ないが、2代目から3代目への承継について一般制度の適用を受ける場合には、この要件が2代目の再贈与の免除事由に関係してくる。具体的には、3代目が総株主等議決権数の2/3に達するまでの贈与が、免除を受けることができる上限となる。

Aは、上記**図表6**の①によって、免除を受けることができるのは勿論のこと、A及びaは上記**図表6**の②の要件を満た

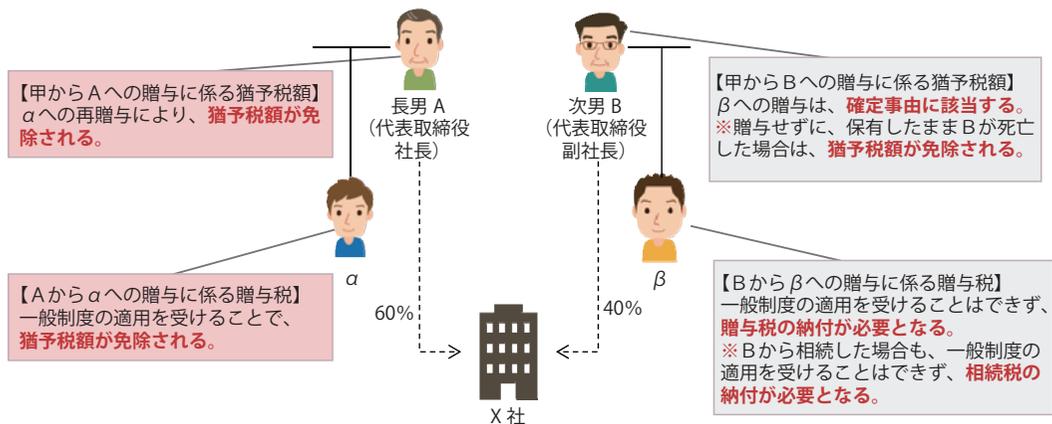
すこともできるため（前記(i)参照）、Aからaへの「再贈与」によっても、免除を受けることができる^{*11}。

しかし、B及びβは上記**図表6**の②の要件を満たすことができないため（前記(i)参照）、Bからβへ「再贈与」をすることはできず、Bは「再贈与」による免除を受けることはできない。

このため、Bが保有するX社株式をβへ承継するにあたって（甲からX社株式の承継に関する猶予税額について）、Bが免除を受けるためには、実質的に、上記**図表6**の①に限定されることになる。

このとき、Bが生前保有していたX社株式に係る相続税については、相続人βに納付義務が生じる。他方で、aは、Aからaへの承継に係る税負担も、一般制度によって軽減できることから、βからすると、不公平感が残ることになる（**図表7**参照）。

図表7 各人の再贈与時の適用関係



^{*10} 本事例では、非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の7の8①）により猶予されている、相続税が免除となる事由を指す（措法70の7の8①（同法70の7の2①⑥））。

^{*11} 免除を受けることができるのは、甲からAへのX社株式の承継に関して猶予を受けている税額である。AからaへのX社株式の贈与に係る贈与税が免除される訳ではないことに留意する必要がある。AからaへのX社株式の贈与に係る贈与税は、aが一般制度の適用を受けることで、猶予されることになる。

なお、Bが、「再贈与」によって免除を受ける方法としては、先代経営者Aから後継者αへの承継後、その一定期間内に、Bからαへ「再贈与」し、αが贈与税の申告をすることが考えられる（措令40の8①二）。

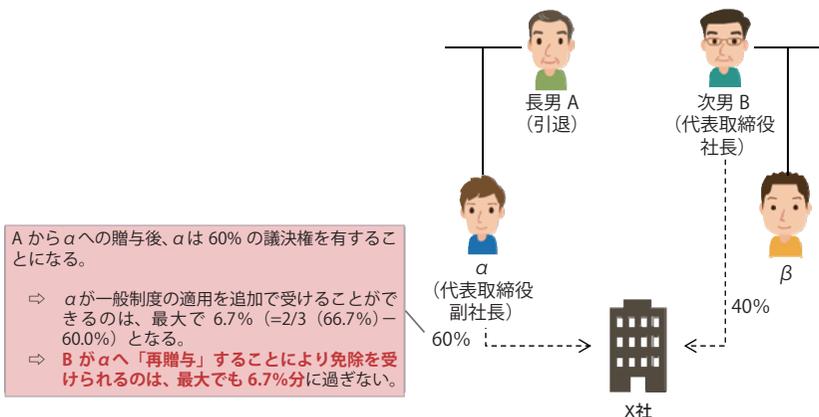
ただし、この場合には、図表8の「直系卑属以外へ贈与することにより生じる問題」だけでなく、前記図表6の※2に記載の対象株式数の上限要件により、B

が保有する40%のうち、6.7%分しか「再贈与」の対象とならないことに留意する必要がある（図表9参照）^{*12}。

図表8 直系卑属以外へ贈与することにより生じる問題

- | |
|---|
| ① 贈与者の相続発生時に、法定相続人が受贈者に対して遺留分侵害額の請求をする可能性がある。 |
| ② 相続税の申告書によって、贈与者の相続財産が受贈者に知られてしまう。 |

図表9 Aからαへの贈与後の状況



(二) 対応方法

現状の株式納税猶予制度の規定では、甲からA及びBへ贈与を実行した後に、上記(ロ)及び(イ)の問題を根本的に解決する方法はない。

一方で、後述3の【パターン2】で行った場合には、これらのデメリットを解決することができる。

(3) その他の留意点

イ 後継者同士の親族関係

前記(1)のとおり、特例制度においては、後継者は3人まで認められているが、その適用要件の1つに、同族過半要件が規定されているため、後継者同士が民法上の親族であることが必要である。同族過半要件とは、贈与の時に、後継者及びその特別関係者で、会社の総株主等議決権数の過

^{*12} 先代経営者以外の者からの贈与については、先代経営者から後継者への贈与があったことが必要である（措令40の8①二）。このため、Aに先んじてBからαにX社株式40%を贈与したとしても、その贈与は一般制度の対象とならない。

半数を保有していることをいう（措法70の7の5②六ハ）。

ロ 代表権の制限不可

特例制度における後継者は、贈与の時以降において会社の代表取締役であることが、適用要件の1つとして規定されているが、その代表権について、制限がないことが必要である（措法70の7の5②六ロかっこ書）。この要件は、後継者が1人か複数かを問わず、共通である。

一の会社において複数の代表取締役を置く場合には、①双方に制限をかけて相互牽制させる、②実質的な役割分担に応じて権限・責任の分担を図る、又は③一方の代表取締役の代表権を制限し、他方の同意を必要とすることで、代表取締役内の序列を設けるなど、代表取締役の権限に制限をかけるケースもあると考えられるが、これらのような制限のある代表取締役は、特例制度の適用要件を満たすことはできない。

ハ 贈与時期と役員就任要件

前記(1)のとおり、一の贈与者から複数の後継者へ贈与する場合には、同一年中に贈与する必要があるが、後継者が役員就任要件をまだ満たしていない場合には、各後継者への贈与時期に留意する必要がある。役員就任要件とは、贈与前、3年以上継続して、後継者が株式の承継を受けようとする会社の役員であることをいう（措法70の7の5②六へ）。

すなわち、一方の後継者は、既に役員就任要件を満たしているが、他方の後継者は、

1年前に役員に就任した状況において、取り急ぎ一方の後継者に贈与をしてしまうと、他方の後継者については、「同一年中の贈与」と「役員就任要件」の両方を満たすことができないことになる。

更に、他方の後継者が特例制度の適用要件を満たせない場合には、一方の後継者についても特例制度の適用要件を満たせなくなる場合もあり、留意が必要である（措通70の7の5-3（注）3のロ）。

3 【パターン2】 X社を分割型分割によりX社とX1社に分割した上で、X社はAが承継し、X1社はBが承継し、A及びBが特例制度の適用を受けるパターン

(1) メリット（複数後継者への特例制度の適用）

X社の株式の100%を甲からAへ、X1社の株式の100%を甲からBへ贈与する際には、A及びBのいずれも特例制度の適用を受けることが可能となる。

また、【パターン1】の場合と異なり、1社につき1後継者となるため、前記2(2)に記載したデメリットの問題も解消される。

(2) デメリット

イ 分割型分割における適格要件

分割型分割は、法人税法上、組織再編成の1つとして位置づけられており（法法二十二の九）、会社・株主に課税関係が生じるが、適格要件を満たす分割型分割の場合

には、それらの課税関係が生じないため^{*13}、検討が必要となる。
 図表10に記述する適格要件について事前に

図表10 完全支配関係がある場合の適格分割型分割の要件

要件	意義
①金銭等不交付要件	分割対価資産として分割承継法人又は分割承継親法人のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割にあっては、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう（法法2十二の十一）。
②完全支配関係継続要件	分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合をいう（法法2十二の十一、法令4の3⑥）。

X社株式をX1社株式とX社株式に分割し、金銭等の交付を受けることは見込んでいないことから、図表10の①の要件を満たすと考えられる。また、甲が発行済株式の全部を有しているため、図表10の②の前段の要件についても満たしている。更に、会社分割後において、同一の者^{*14}とX1社の資本関係も完全支配関係が継続することが見込まれていることから、図表10の②の後段の要件も満たすと考えられる。

ロ 特例制度における後継者の役員就任要件

前記2(3)ハのとおり、特例制度の適用にあたっては、後継者は、贈与前、3年以上

継続して、対象となる会社の役員であることが適用要件の1つとなっている（措法70の7の5②六へ）。

このため、本事例のような新設分割の場合は、最低でも会社分割実行後3年経過するまでは、この要件を満たすことはできず、株式の贈与時期に影響を及ぼすことになる^{*15}。

ハ 特例制度における先代経営者の代表者要件

特例制度の適用にあたっては、先代経営者は、贈与前において会社の代表者であったことが適用要件の1つとなっている（措令40の8の5①一）。

このため、会社分割後に、先代経営者が、

*13 課税関係の概要は以下のとおりである。

	非適格分割型分割の場合	適格分割型分割の場合
分割法人	資産等の移転は、時価による資産等の譲渡として取り扱われる（法法62①前段）。	資産等の移転は、帳簿価額による資産等の引継ぎが行われたものとされ、譲渡損益は繰り延べられる（法法62の2②）。
分割承継法人	移転した資産等を時価で受け入れる（法法62①後段、法令32①三他）。	移転した資産等を帳簿価額で受け入れる（法法62の2④、法令123の3③）。
分割法人の株主	原則として、分割法人の株式を時価により譲渡したものととして、みなし配当及び譲渡損益が生じる（法法24①二、61の2①④、法令23①二、119の8①）。※	譲渡損益は繰り延べられ、みなし配当課税も生じない（法法24①二、61の2④、法令119の7の2③、119の8①）。

※ 一定の場合、譲渡損益は繰り延べられる。

*14 同一の者が、個人である場合、その個人の親族等も「同一の者」に含まれる（法令4①、4の2②）。

*15 中小企業庁「一経営承継円滑化法一申請マニュアル【相続税、贈与税の納税猶予制度の特例】2019年4月施行」の第2章第1節13頁参照（https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm）

分割承継法人（X1社）の代表取締役役に就任し、X1社の代表取締役としての職務を執行する必要があることに留意する。

(3) その他の留意点

イ 特例制度適用後の分割型分割は確定事由に該当

特例制度の適用を受けた後に、分割型分割を実行した場合は、確定事由に該当する。このため、【パターン1】により事業承継をした後に、【パターン2】に切り替える場合は、猶予の期限が確定することになる^{*16}。

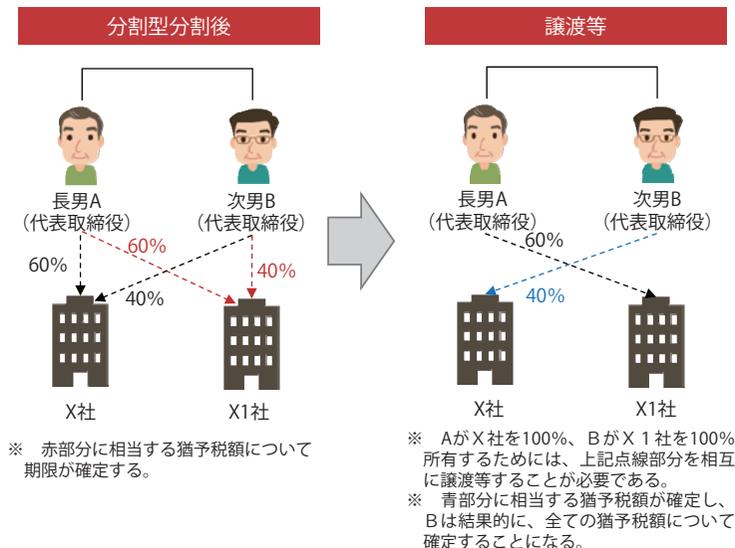
まず、一定期間中の分割型分割は、猶予されていた贈与税の全部につき、猶予の期限が確定する（措法70の7の5③（同法70の7③七））。

次に、一定期間経過後の分割型分割は、

猶予されていた贈与税のうち、分割法人から配当を受けた分割承継法人の株式等の価額に対応する部分について、猶予の期限が確定する（措法70の7の5③（同法70の7⑤表五）、措令40の8の5⑰（同令40の8⑰六））。また、分割型分割を行っただけでは、【パターン2】の資本関係にならないため、後継者間で株式の譲渡等を行う必要があり、その譲渡等が確定事由に該当することになってしまう（措法70の7の5③（同法70の7⑤二））。

一定期間経過後における、これらの確定事由を整理すると、図表11のようなイメージとなり、【パターン1】により事業承継をした後に、【パターン2】に切り替えることは実質的に困難である。

図表11 一定期間経過後に【パターン1】の後に【パターン2】に切り替える場合の確定事由のイメージ



^{*16} 財務省「平成21年度 税制改正の解説」の「租税特別措置法（相続税・贈与税関係）の改正」の335頁に以下の記載がある。「……（略）……分割会社が「承継会社等の株式」を既存株主に交付するとき（分割型分割）は、……（略）……配当財源規制が課されません（会社法792二）。したがって、分割型分割を利用することにより、分割会社の既存株主は配当財源規制にかかることなく、その株式の交換価値を実質的に実現することが可能となることから、その価額に対応する猶予税額については、納税猶予の期限を確定することとされています。」

□ グループ法人税制の適用

X社とX1社は、同一の者*17による完全支配関係があるため、X社とX1社の間における一定の取引については、グループ法人税制が強制適用されることになる。

グループ法人税制の適用がメリットになるかデメリットになるかについて、慎重な検討が必要である。

4 | まとめ

【パターン1】及び【パターン2】の各場合におけるメリット・デメリットを整理すると、図表12のようになる。

両者を比較すると、【パターン2】は、X社を分割することの検討・実行に時間と労力がかかるものの、それによって得られるメリットの方が大きいと考えられる。

A、Bから次の世代への事業承継も見据えて、甲からA、Bへの事業承継を検討することは困難であるものの、将来起こりうる懸念を軽減・払拭させるためにも、これから特例制度を念頭に置いて複数の後継者に事業承継を行う場合には、【パターン2】によることが望ましいと考えられる。

また、既に【パターン1】によった場合、前記2(2)のデメリットについては、今後、問題が顕在化すると考えられるため、今後の税制改正で対処されることが期待される。

図表12 【パターン1】及び【パターン2】の各場合におけるメリット・デメリット

	【パターン1】	【パターン2】
複数後継者の特例制度の適用	○ 2(1)	○ 3(1)
「同族過半非該当」に関する確定事由の波及	× 2(2)イ	○ 3(1)イ
特例制度終了後に起こる次の世代への承継に係る税負担問題	× 2(2)ロ	
分割型分割を起因とする税務上の検討事項	—	× 3(2)

※ 表中の○はメリット、×はデメリットを示している。
 ※ 表中の番号等は、本文の記載箇所を示している。

(以上)



佐伯 誠
(さえき・まこと)

野村資産承継研究所
副主任研究員

- ◆経歴 有限責任あずさ監査法人等を経て現職。公認会計士
- ◆現職 株式会社野村資産承継研究所 副主任研究員
- ◆雑誌寄稿 税理2017年3月臨時増刊号『非上場株式の評価ガイドブック』

*17 前出*14参照